

平成29年 9 月 6 日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	15 番	寺 尾	高 良
2 番	橋 本	正 敏	16 番	栗 原	吉 平
3 番	田 中	栄 一	17 番	樋 口	良 夫
4 番	堤	康 幸	18 番	三 角	真 弓
5 番	高 橋	信 広	19 番	井 本	政 弘
6 番	小 川	栄 一	20 番	中 島	富 定
7 番	石 橋	義 博	21 番	森	茂 生
9 番	牛 島	孝 之	22 番	栗 山	徹 雄
10 番	萩 尾	洋	23 番	井 上	賢 治
11 番	角 田	恵 一	24 番	松 崎	辰 義
12 番	服 部	良 一	25 番	樋 口	安 癸次
13 番	中 島	信 二	26 番	川 口	誠 二
14 番	吉 田	達 志			

2. 欠席議員

8 番 伊 井 渡

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	牛 島 義 光
事務局参事兼次長	古 賀 安 博
主 任	服 部 敬
書 記	坂 本 裕美子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長職務代理者副市長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	井 手 勇 一
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	坂 井 明 子
新社会推進部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	永 溝 弘 幸
企画財政課長	石 井 稔 郎
地域振興課長	平 武 文
総 務 課 長	馬 場 解
人 事 課 長	原 亮 一
税 務 課 長	堤 英利子
納 税 課 長	川 島 幹 夫
福 祉 課 長	野 田 勝 広
子育て支援課長	平 島 英 敏
環 境 課 長	原 田 英 雄
文化振興課長	持 丸 末 喜
商工観光課長	井 上 啓 時
建 設 課 長	山 口 英 二
農業振興課長	原 信 也
林業振興課長	若 杉 信 嘉
学校教育課長	藤 木 春 美

議事日程第4号

平成29年9月6日（水） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 高橋信広議員
- 2 牛島孝之議員
- 3 樋口安癸次議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に高橋信広議員及び牛島孝之議員要求の資料を配付いたしておりますので、御了承願います。

伊井渡議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立たしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。5番高橋信広議員の質問を許します。

○5番（高橋信広君）

皆様おはようございます。5番高橋信広でございます。傍聴席の皆様、きょうはお忙しい中においでいただきましてありがとうございます。一般質問も最終日でございます。どうかよろしくお願いいたします。

最初に、このたびの九州北部豪雨によって亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げます。そして、被災地の一日も早い復旧・復興を願うものでございます。

それでは、さきの通告に従いまして、一般質問をいたします。

本日は、人口減少対策について、八女市環境基本計画に基づく環境対策について、子どもの貧困対策と連動した学習支援と子ども食堂についての3点でございます。

まず、人口減少対策について伺います。

この件につきましては、2年前の6月定例会において、人口減少歯どめ対策について質問いたしましたが、その後、人口ビジョン並びに総合戦略が策定されまして、今まさにさまざまな事業が展開されております。その総合戦略では、人口減少を歯どめすると言うより人口減少の緩和対策であり、人口減少自体は確実に進んでいく中で、人口ビジョンも示されているとおり、今のうちに将来に対する可能な限りの備えが必要であると考えます。

そこで、総合戦略の進捗状況とともに、将来へ向けての人口減少対策について幾つかの角度でお聞きいたします。

次に、環境対策について伺います。

環境問題は、家庭から地球規模までと多岐にわたっており、解決策も個人レベル、事業者、自治体、国レベルの連携と実行力が求められ、容易ではないものの極めて重大なテーマであります。

本市では、ことし3月に八女市環境基本計画が策定され、この中には行政、事業者、そして市民団体と、それぞれの取り組む内容を具体的に示されています。

そこで、この環境基本計画の法的位置づけ及び幾つかの具体的な取り組み内容を中心に、どのようにして計画を実行していくのかについてお聞きいたします。

最後に、学習支援と子ども食堂について伺います。

ことし3月に八女市子どもの貧困対策推進計画が策定され、その中に教育と生活の支援策として盛り込まれていますが、子どもの貧困対策の観点ではデリケートな課題でもあり、慎重に、反面スピードを持って取り組む必要があります。

一方、国は平成28年度より子どもの生活・学習支援事業に取り組み、支援内容に対しての補助事業を起こしていますが、本市としても、この事業を活用して学習支援を前に進めるべきと考えます。

そこで、学習支援と子ども食堂の現状と課題を踏まえ、今後の取り組みについてお聞きいたします。

以上3点について、執行部におかれましてはわかりやすい言葉で、より具体的な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより質問席で順次お聞きいたします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

おはようございます。それでは、5番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

1、人口減少対策について、(1)総合戦略の根本的な趣旨・目的及び進捗状況はという質問でございます。

総合戦略とは、国のまち・ひと・しごと創生法に基づき策定をするものでございまして、本市においては、平成27年10月に八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところでございます。

本市の総合戦略は、八女市人口ビジョンで示した目標人口を達成するために必要な4つの政策分野ごとの基本目標を示すとともに、各施策については効果を客観的に検証するための重要業績評価指標を設定いたしております。

事業の進捗状況につきましては、平成27年度において国の地方創生先行型交付金を活用し、機器設備等導入支援交付金事業、新規創業者及び新事業展開補助事業などの支援策を行うとともに、シティプロモーション事業として、首都圏において企業誘致セミナーを開催し、就業の場の拡大に努めているところでございます。また、平成28年度におきましては地方創生加速化交付金を活用し、国のG I 認証を受けた八女伝統本玉露のブランディング及び販路拡大事業、林業の6次産業化を目指す八女の森とまちによる循環型のまちづくり事業を展開し、八女の資源を生かした産業の創出に努めているところでございます。

次に、(2)労働力の不足をどのようにカバーしていくのかという質問でございます。

今後、少子・高齢化が進行していく中において予測される労働力人口の減少については、女性や高齢者、意欲と能力のある若者が働きやすい環境をつくることにより、労働参加率の向上に努め補っていきたいと考えております。

次に、(3)経済規模の縮小をどのように緩和していくのかという質問でございます。

人口減少下の経済においては、域内外の人・物・金、データの活発な循環を生かして農林業者、中小企業、観光、飲食、小売などのサービス事業者などが付加価値、生産性を高めるとともに、都市機能、構造の集約化・合理化を図り、住みよいまちづくりを進める必要があると考えております。

次に、(4)市税等自主財源の減少をどうすれば抑制できるのかという質問でございます。

人口減少が進めば、自主財源の基幹税目である市県民税の減収や土地の取引、住宅建設の減少により固定資産税が減収することが考えられます。

そこで、新たな企業誘致による雇用の場の確保や居住を希望する人への経済的支援などを行い、本市への人の定着を図るとともに、民間住宅の開発誘導のための道路整備など計画的な土地利用の推進に向けた取り組みを進めてまいります。

次、2でございます。八女市環境基本計画に基づく環境対策について、(1)八女市環境基本条例を制定し、環境課題に対する意識の高揚と解決につなげる必要があるのではという質問でございます。

本市では、既に平成4年に八女市環境保護条例を制定し、市の良好な生活環境の確保を総合的に推進するため、環境保護に対する市や市民、事業者の責務などを規定しております。

本年3月に策定しました八女市環境基本計画は、当該条例及び環境基本法に基づき八女市における環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長期的な環境行政の基本方針を定めたものでございます。

したがって、今後はこの計画に基づき、市民、市民団体、事業者並びに行政が意識を共有しながら、それぞれの立場における実践と相互の協働、連携による取り組みを進めていく所存でございます。

次に、(2)「資源循環型社会の形成」の取り組みについて問うという質問でございます。

地球環境や自然環境に負荷をかけない持続可能な社会をつくるためには、生産から流通、消費、廃棄に至る全ての過程においてごみを減らす、再び使う、再生利用するという3Rの取り組みが不可欠でございます。市民や事業者の皆様への啓発を図り、御理解、御協力をお願いしながら、廃プラスチックや生ごみなどの可能な限りの分別、リサイクルの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(3)「地球温暖化対策」の取り組みについて問うということでございます。

我が国においては、国全体の温室効果ガスの排出量を平成25年度比で平成42年度までに26%削減するという中期目標を示しています。本計画では、その方針を基礎として市が率先して省エネ対策及び再生可能エネルギーの活用を進めると同時に、市民への普及啓発を行いつつ、地域における温暖化対策の具体的施策を国、県と連携しながら積極的に取り組んでいくこととしております。

次に、(4)「美しい景観のまちづくり」の取り組みについて問うという質問でございます。

豊かな自然環境と歴史に育まれた美しい景観は、八女市のかげがえのない財産でございます。この美しい景観を保全していくには行政の力だけでは困難であり、市民協働の取り組みが欠かせません。

本計画では、市民協働による環境都市の実現を目指しており、地域における清掃美化等の維持活動、環境ボランティアの育成など、市民協働の力によってさまざまな環境課題の解決と美しい景観のまちづくりに取り組むこととしております。

次、3でございます。子どもの貧困対策と連動した学習支援と子ども食堂について、(1)八女市における現状と課題・問題点はという質問でございます。

八女市内の子ども食堂の運営団体は、9月1日現在で旧八女市に3団体、旧立花町に1団体の合計4団体でございます。運営もさまざまで、毎週土曜日開催が2団体、第2・第4土曜日開催が1団体、月1回、第4土曜日開催が1団体となっております。

一般的な子ども食堂の課題は、場所、資金、食材、ボランティアの確保などが挙げられる

ところで、市内の子ども食堂でも同様の意見をいただいております。また、支援が必要な子どもたちとどのようにつながっていくのかも大きな課題の一つとなっています。

次に、(2)国の「子どもの生活・学習支援事業」を活用し、経済的支援とともに人材確保の支援が必要ではないかという質問でございます。

生活困窮者に包括的な支援を行う生活困窮者自立支援事業の任意事業の一つに学習支援事業がございます。これは放課後や休日に学習指導を行うなど、子どもの居場所を設ける学習支援を初め、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行うもので、その運営費に対しては国から2分の1の補助金が交付をされます。

貧困の連鎖を断ち切るには、教育は重要でありますので、市としましても国の補助事業であります生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業に積極的に取り組みたいと考えております。

以上、答弁をいたします。

○5番（高橋信広君）

はい、ありがとうございました。早速ですが、質問に入る前に、出していただきました資料、3枚出していただきましたが、これについて少し御説明のほうを加えていただけますか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

それでは、資料1と資料2と資料3でございますので、簡単に説明、それから若干の分析を加えさせていただきますと思っております。

まず資料1の人口動向状況につきましては、直近5年間の人口推移でございます。

人口につきましては、一貫して減少傾向で推移をしているという状況になっております。

それから、中ほどにあります自然増減ですけれども、これにつきまして出生と死亡と増減という形ですけれども、出生・死亡者は例年横ばいで推移をしておりますが、死亡者数のほうが出生者数を上回っておりますので、自然増減としては500弱ぐらいの数字で毎年減っておるとい状況になっております。

その右の社会増減であります、これは転入と転出の増減を出してございまして、転入者、転出者、例年で言うとはば横ばいの状況ですけれども、やはり転出者のほうが転入者数を上回っておるとい、いわゆる転出超過の傾向にあるということが言えると思えます。

転居数につきましては、これは転居の届出件数です。1件当たりということですので、実際の人数につきましては、これ掛けるの家族人員ということになりますが、そういった数字になっております。その右が婚姻の組数になっておるところでございます。

続きまして、資料2、これは八女市年代層別就業状況で、平成27年の国勢調査から抽出をしております、それぞれの年代における人口、それから就業人口、就業率を男女別に八女

市、福岡県、日本全国というところで表をつくっております。

それから、15～19才の欄から60～64才の欄、ここまでがいわゆる生産年齢人口ということと言えます。65歳以上が高齢者人口ということのくりになっておりまして、中を見てみますと、八女市におきましては就業率というものを比較してみますと、ほぼ全階層におきまして県、国より上回っておりまして、とりわけ高齢者人口のところの就業率が若干高いという傾向があることが読み取れると思っております。一番右には、65～74才というところがございますが、そこも比較してもらえれば、県、国と比べてこういった年代、いわゆる高齢者の就業率が高い状況にあるということが読み取れると思います。

続きまして、資料3でございますけれども、これは就業・通学状況近隣自治体の比較でございます。これも平成27年の国勢調査から持ってきておるものでございますが、表の見方ですけれども、左側が常住地、住んでいるところですね。それからその自治体の人口、そして、その自治体で常住をして就業、通学をしている人数となっております。そういう方々がどこに就業、通学しているのかというのを、その右のほうに自治体名を並べております。

それで、八女市としては市内に通勤通学している割合がほぼ70%、次いで久留米市が8.8%、次いで筑後市が7.1%、次いで広川町が4.1%という状況になっています。以下、他自治体につきましても同様の分析であります。左上から右下にかけてクロスして太字で書いてある数字がありますけれども、これは市内に通勤通学している割合ということで、例えば、久留米市で言えば、久留米市に在住をして久留米市に通勤通学している方は67.1%、お隣の筑後市においては44.5%ですよということになっています。

それから、もう一つ、八女市に通勤通学をしている自治体といたしましては、その八女市というところを縦に見ていただきますと、一番人数として多いのが筑後市3,140人、割合として多いのが広川町17.8%となっております。

簡単でございますけれども、資料の説明とさせていただきます。

○5番（高橋信広君）

この資料を参考にしながら少し質問していきたいと思っております。

まず、人口増減の中で、特に自然増減、これは出生者をふやさないと結果的にはふえないというのは当然なんですけど、出生者をこの数年で何とかふやそうということですから、この数値に反映するというのは非常に厳しいというのはよくわかっております。片一方では、出生者は結婚して一、二年で生まれる人と、あるいは1子で2子、3子を持つというふえ方、二通りあるわけですね。こちらのほうは子育て支援によって経済的な支援があるから、もう一人、二人ということになっていくと思っております。

そういう中で、この出生率アップの状況、これからの見通しというのは、これは結婚組数

がどのようにふえていくかというところは1つ大きいと思うんですが、担当所管の中でいろいろ結婚サポートというのを昨年からやっていただいています、この状況というのをまず聞かせていただけますか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

現在、私どもで結婚支援事業として実施しておりますのは、会員制の出会いの場づくりということで、八女結婚サポートセンター事業、それと、会員制ではございませんが、イベントの形として出会いの場をつくるものとして地域婚活サポーター事業補助金、こういった事業を展開しております。

この中で、28年度の実績でございますが、成果が把握できるものとして結婚サポートセンターの数字を御紹介いたしますと、合計12件の婚姻が成立している、この事業の成果としておるところでございます。

人口増加対策と婚姻数の関係ということで御質問でございますけれども、短期的には、婚姻の増加がそのまま人口の増加につながるケースというのは、少しやっぱり時間がかかると、人口の増加につながるの時間がかかると考えております。

もう一つやはり、婚姻サポートというのは人の価値観、人生観とか価値観に関係が強くございますので、余り直接的な施策は展開できないと。最後は本人頼み、感覚頼みということになってまいりますので、そういったところで施策の選択肢として比較的狭いと考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

この件については以前からちょっと消極的だなと、それはいろんな個人情報であったり、なかなか入り込めないというところあるかもしれませんが、もう少し民間の方々を動かすような仕組みであったり、直接かかわらなくても、そういういろんな角度の中で結婚組数をふやしていくという施策をぜひ打っていただかないと、子どもがふえないと人口は必ず減ります。ですから、短期的でもいいからぜひこの取り組みを一回強化していただいて、具体的にしっかり行政としてどこまでできるかというところをもんでいただいて、例えば、黒木でやっておられるああいう方々の結婚支援のグループがいらっしゃいましたけど、ああいうところをもっとふやすことをやるとか、行政全てでやるということではなくて、市民を巻き込んでやると。その危機感の部分をもっと伝えながら、子どもが減ったら八女市はどうなるのというところをもっともっと伝えていただいて、結婚組数がふえている施策をぜひ打ち出していきたいと思っています。

もう一方、この社会増のほうなんです、定住化対策のほうで転入を、外から呼び込もう

という施策はもう四、五年前からずっとやっていただいて、この成果としては、この数字の中にも僕は出ていると思います。平成28年、29年が、これは出入りがあるので何ともいえませんが、それでも2,452人と2,474人とかなり上がってきているというのは、多分成果と思っています。

片一方で、転出者がどんどんふえているので、差し引くとギャップがまた広がっているという事実、ここをどうするかなんですけど、この転入については全国的に定住化対策ということであちこちやっている。その結果、成功事例もあちこち出ている。成功事例というのは、特に宇美町とか、どこどこ村とか、かなり人口が少ない、二、三千、5,000人未満のところ、それも離島とかそういうところが中心です。八女市との環境は余りにも違い過ぎる。そういうところを八女市に横展開できるかというのは非常に厳しいと思っていますし、実際、市単位のところでふえているというのは、とにかく首都圏に人口がまだまだ入っている。それから都市圏、それからもう一つは都市圏の近くの郊外型、都市圏に近場のところがふえている。あとは今言った離島とか、そういうところが入っている、3つのパターンだと思うんですね。この数年でいきなり人口がふえるというのは余り考えられないことなので、そこでちょっとこの総合戦略も見直しとは言いませんけど、立ちどまっていたら、転入のほうに余力を入れるということがどうなのかと僕は前々から思っていて、いわゆる効率と、それから実際の転入者は非常に少ないと思います。それと同時に、今あちこちでサービス合戦をやっています。人の取り合いをやっているというのが現状ではないでしょうか。そういう意味で、そこに余り参加することは避けていただいて、そういうのが施策の中に実は、この八女市の主な定住支援、施策の項目、細かくしていただいてこれは非常にいい表なんですけど、その中に、転入者には厚く、転居者には薄くと。ということは、転居者というのは八女市にずっといられた方が移られるわけですね。その既存の住民を、無視とは言いませんけど軽視して、新たに來られるところに手厚くという考えは、どう考えてもおかしいと思います。僕がもし転出するときはどうして転入者より安いのと。例えば、新築のマイホーム、最大750千円ですけど、これは転入者だけですよね、転居者に対しては多分550千円、200千円安いと。倍違うところもありますし、そういう意味では、ここの部分はぜひ見直していただいて、今いらっしゃる八女市の方々を大事にするという視点で政策を練っていただきたいんですが、それについてどう思われますか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

ただいま御紹介いただきました、例えば、マイホームの取得の補助金でございますが、この補助金の基本的な構造を、まずは基本額というものがございまして、この基本額につきましては、市内の転居であろうと市外からの転入であろうと同額でございます。構造としては、

これに例えば、転入であれば加算額を加えるということで、補助金が積み上がっていく構造でございますけれども、この制度設計の折、私たちが考慮したのは、これは転入転出を、軽重を反映したものではなく、この加算額につきましては同種他団体、すなわち近隣の市町の動向に関連して、1つのPR策として期待したところでございますので、制度の思想そのものに転入転出を分け隔てする考え方はまずございません。

それと、少しデータを御紹介させていただきたいのですが、こちらは平成28年度の新築マイホーム取得支援の利用者の数でございますけれども、この事業により転入された方が103名、そして、この事業で市内転居された方が314名ということで、市内の転居でもたくさんの方に御利用いただいているということで、流出防止にも一定の役割を果たしていると判断しております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

一定の成果とおっしゃいますが、今の差というのは、よくもう一回検証していただいて、その数字ということではなくて、もともと八女市にいられる方を軽視して、数値的には軽視ですよ、新たに來られるところを増額するという考え方自体が、要は呼び込むことばかり一生懸命になって、今いらっしゃる方を大事にしていられないように見えるんですよ。その部分をやっぱり政策の中にきっちり盛り込んでいただきたいのと、それから一番大事なのは、この転出者というのはどんどん出ておられます。ここを、今転入で定住政策のほうは、これはやっただくことについては何の問題もないんですが、片一方の転出者を抑制するところ、ここの仕事をあるセクションなり係、そのぐらいやって実態をまずつかむ、実態をつかんで1人でも2人でも抑制できる人は抑制するというのをやっただかないと、この人口減少はなかなか歯どめじゃなくて、最終的には総合戦略の数字にもいかないんじゃないかと危惧しております。

そのいわゆる考え方のところの転入転出の重きというか、重要性、あるいは転出に対してどうするというところについては、これについてはどう考えておられますか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

転出の状況につきましては、今、議員御指摘のとおり転出超過という状況になっておりまして、これが人口ビジョンの策定のときに中を見て分析をしておりますが、実は15歳から39歳ぐらいまでの年代間で、男女の転出ともに多いんですけれども、それを見ても、やはり進学、就職、結婚などのいわゆるライフイベントなどの折に転出をしているということが言えると思いますし、また、転出先は福岡県内でほぼ7割なんです。特に久留米、広川、筑後などの近隣のほうに転出をしているという状況がございます。

したがいまして、それに対してどう政策を打っていくのかというのは、その人口ビジョンに基づきまして、総合戦略の中にイの一番に掲げておりますが、やはり就業の場の拡大だとか、そういったところを積極的に展開しながら、極力そういったライフイベントの際に八女市のほうに在住をしていただきながら、そういった生計を営むということをさらに進めていかななくてはならないのではないかと考えております。

○5番（高橋信広君）

この件については、かなり時間をとっていきますので、きょうはこのあたりでやめさせていただいて、次の政策について、これからの話は人口ビジョン総合戦略とは違って、いわゆる趨勢よりか伸ばすという戦略ですから、今後、人口ビジョンの中にも示してあるように、人口減少は避けられないと。避けられないうちに避けられない部分をどこかで新たな対策が必要だということを明示されております。

そういう中で、1つは経済面です。労働力とそれから経済をどうしていくかということなんですけど、先ほど御説明いただいたように、労働力という面では八女市は非常に高い数値が出ております。これはいろんな要因があるかと思えます。1つは、1次産業が多いというところが一つの要因だと思いますし、もろもろの条件があるんでしょうが、それと女性の就業率も非常に高い。このことを生かしながら、そういう就労される風土にあるという八女市、これを生かしながら、もっともっと就労率を高める。特にこれから先ほど回答でいただきました女性と、それから65歳以上の方々、65歳から75歳未満は、ある意味現役世代にしていくようなやり方、福岡県が今70歳現役応援センターとやっていますが、考え方としてはそちらになると思いますが、こういうことを八女市のほうでもっと具体的に就労率を上げるためにはどうしたらいいかということをお聞きしたいんですが、1つはハローワーク八女と、あるいは福岡県との協議があったり、この就労についてどういう現状なのかをまずお聞きいたします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

ハローワーク、御承知のとおりハローワーク八女があります。市民の方への就職のあっせんということで行っていております。

ハローワークの情報誌が県の南部地域に対しまして、これは月1回、それとハローワーク八女ということで、これも月1回、それと、いろいろな企業からの求人情報、パートさんとかシニア求人、一般求人、これが月3回発行されております。それと、正社員の求人情報ということで、月1回うちのほうに連絡がございますので、これは市民の方に情報提供するために市役所のロビー等、そういうところでお知らせしております。

それと、協議につきましては、筑後・八女地区雇用問題協議会というのがございます。こ

これは筑後市、八女市、広川町、それと安定所とかハローワークさんとか、労働基準監督署とか、そういうところで一緒に協議をしますけど、そこでいろいろな問題とか、雇用の今の情勢とか、そういう情報交換を行っております。その雇用問題協議会のほうでも労働相談会とかも行っておりますけど、これも昨年12月に伝統工芸館のほうで行いまして、8件の相談があったという状況です。

また、福岡県とのかかわりですね、これは福岡県のほうでしっかりサポートセンターということで、若者しごとサポートセンター、30代チャレンジ応援センター、若者サポートステーション、中高年就職支援センター、子育て女性就職支援センター、70歳現役応援センター、障害者就業・生活支援センター、こういうセンターがありますので、いろいろなチラシとか、いろいろ相談とか、出張相談もされますし個別相談もされます。就職支援のセミナーとかがございますので、そういうのがチラシ等で来ますので、八女市の広報紙に載せたり、そういう市民の方への周知をやっておるところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

これからそういう労働力不足に対してというところでは回答いただきましたように女性、それから高齢者、その中で1つ、いわゆるデータ管理が今14歳までの子ども、それから15歳から64歳までを生産年齢、それから65歳以上を高齢者という呼び方ですかね。八女市としては将来的に、これだけ雇用者、就労者が65歳以上、非常に高いので、これからもっとふやしていただいて、僕は15歳からというのは無理があると思いますが、20歳から74歳までを現役世代という考えの中で就労政策をぜひやっていただきたいと思いますので、これはお願いでございます。

ちょっと時間が参りましたので、次に飛んでいきます。

経済面ですが、経済対策について、先ほどの回答で何となくわかったんですが、要はもっと市内の中で循環率を上げていこうというような意味合いでよかったですでしょうか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

地域内で生み出された所得というものを地域内で還元をさせていくと、地域内で生み出された所得については地域内で支出をしてということの、そういった経済の循環がうまく回れば地域における経済というものは活性化するだろうということで、数字から見てみますと、八女市内におきましては市内に通勤通学の率が多いので、おおむね良好ではないだろうかという見方をしているところでございます。

○5番（高橋信広君）

経済産業省が出していますRESAS（リーサス）のデータを見ると、私も内容を詳しくは把握しておりませんが、八女市の弱点というのが出ておりまして、1つはやっぱり雇用

者所得が非常に低い、それから経済の循環率、市内での経済が回っていない、経済の地産地消ができていないと言ってもいいかもしれませんね。そういうところが大きな課題と思っています。

それで、このことについてちょっと紹介しておきますけど、平成27年5月27日の全国市長会の中に、「人口減少に立ち向かう都市自治体と国の支援のあり方」ということで、ちょっとそのことを触れられているので少し紹介しておきます。

「地域に若者が定住し、地域社会が維持されていくためには、生活を支えるための経済活動が必要である。そのため、少子化対策の一環として各地域では、地域に企業を誘致する動きや、地元での起業の促進、さらには域内の経済活動へ波及を期待する交流人口の増加を図っている。東京や大都市圏域などから本社機能やマザー工場などを誘致することについては、各地域が競うことだけではなく、海外との競争ともなる。また、企業の方針により急遽の撤退などの例もあり、地域での安定的な雇用先として位置づけることに不安が残る部分がある。さらに資金循環の点からも、本社機能は別として、工場などの場合、主に雇用面での経済効果が中心となり、企業活動による地域への経済的貢献には一定の限界があるともいえる。地域が潤うためには、経済が域内で循環することが必要であり、地域の産業・企業の経済活動によって得た利益が再び地域内にさまざまな形で還元される仕組みを作ることが重要となる。地域経済を活性化するためには、地域資源を生かし、地元を基点とした第一次産業、第二次産業、第三次産業に人々が従事できる環境を整備し、外部からの資金の流入を促すことが重要である。即効性のある企業誘致による仕事の場の確保も必要であるが、中期的な視点から地域経済の活性化や雇用の促進を目指すのであれば、地元の産業の育成や就業に力を注ぐことが必要である」ということが書かれております。まさに私もそのとおりと思いますし、八女市は地域循環がまだまだ低い、これをどうしていくかということと、まずは雇用者所得をどうやって上げるか、この辺の情報をいろいろ提供していただいて、企業と少し連携をとっていただいて、八女市の経済がもっと活性化していく仕組みをぜひお願いしたいと思いますので、これはお願いします。

最後に、もう一回確認ですが、私の大きな課題と思っていたことについては、やっぱり人口減少の歯どめはできませんが、どこかでやっぱり出生数をどうやって上げるかということと、それから転出を歯どめするかということとを改めて考えていただきたいと強く要望いたします。

それから、先ほどの経済の循環について、市長会の中でもありましたように、やっぱりその管理をする、市内の中で管理をする方法と、もう一つはやっぱり外からの、ということになると観光事業ですが、観光についても、これから八女市の広大な環境の違うところを考えますと、いわゆる観光事業と、それからグリーンツーリズムをセットにしたような考え方、

こういうことが必要じゃないかと思うんですが、この件についてはいかがでしょうか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

観光事業については、国が観光立国ということで、今2,000万人から3,000万人目指して、将来は4,000万人ということであります。それと、外国からもかなりたくさんの方が来ていただいております。それで、今観光バスツアーとか体験ツアーとか、いろいろ八女の資源を生かした八女特有のいろいろな体験事業とかやって、非常にこれが好評でございますので、今後、今できている事業をまた新たにどういうことで伸ばしていったらいいかということで、当然募集してお客さんが来ていただかないとこれは観光になりませんので、魅力ある八女のそういう資源を生かしたところの取り組みをもっともっとこれからどういうことができるかということを考えて、入り込み客の増につなげていくような施策をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

グリーンツーリズムについては、私一回視察に行った伊万里市が、これは市が事務局として立ち上げながら、民宿・農泊として30件弱のところ営業されていると聞いておりますし、食べる、遊ぶ、泊まる、見る、学ぶという観点で活発にやられているというところもありますので、そういうところもぜひ参考にしながら、観光の一環としてやっていただければと思っています。

次に参ります。

市税等自主財源のことなんですが、具体的にどういうことが考えられるかというのをひとつ教えていただけますか。これから市税がだんだん減っていく中で、自主財源をふやす要件というのは幾つかお考えありますか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

市税等の自主財源の減少ということでもありますので、もちろん税の客体の把握、それから納税率の向上ということもありますし、税以外の自主財源であります分担金、負担金、使用料などについても適正な賦課徴収を行っていくということは、それは当然のことではありますが、さらに市として何をやるかという、今まで議論をなさってこられたように経済活性化、人口減少社会に今差ししかかっておる中で、八女市がいかにその中で経済を活性化させていく財源を確保していくのかということであろうかと思っておりますので、そういったことでは、この総合戦略に掲げております4つの政策分野、就業の場の拡大、それから移住定住の促進、交流の拡大などの政策分野をやはり着実に推進することによって、企業誘致の推進なり生産基盤整備などを確実にすることによって労働生産性を上げていって、収入、所得を上げて

いて、それがさらに雇用者の所得に回るような、そういった経済の活性化をこの総合戦略の着実な推進によって図っていき、そして自主財源確保ということに向かっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（高橋信広君）

そういうこと、少し抽象的になるので、それはそれでやっていただきたいんですけど、具体的に、例えば、どこかでは手数料であるとか使用料であるとか、そういうところの精査をしてどうするとか、あるいはもう少し広告宣伝料というのを収入としてできないか。

1つは、僕はたまたま広報紙に載けたらどうなのかなと思って探してみましたら、結構やっているんですね、広報紙にいわゆる広告を載けると。幾つかのページで30千円とか40千円とか、結構人気があるようでございますので、近くでは柳川市も多分やっておりますので、そういうことも早目に手を打っていただければと思います。

この自主財源のことについては簡単にはいかないのですが、このぐらいで終わらせていただきます。

次に参ります。

環境問題ですけど、まず環境基本計画のことなんですけど、この基本計画の制定の時期が平成4年ですよ、保護条例が。それから国のほうがつくった環境基本法というのが平成5年、ということは、でき上がった後で中身と精査したら大きな違いはないのでこれでいこうかというのがずるずる来てここまで来たという解釈ですが、どうでしょうか。

○環境課長（原田英雄君）

お答えいたします。

環境基本法、あるいは環境保護条例、それから環境基本計画との関係について御質問かと思えます。

今回の環境基本計画の策定につきましては、もともと旧八女市におきましては、環境総合計画というのを平成16年に策定をいたしております。八女市については御承知のとおり、平成22年2月に合併をいたしまして、当然広範な八女市になってまいりました。以降、新しい八女市の環境の保護をどう位置づけしていくのかということで議論をしてきて、準備を進めてまいったところでございます。

加えまして、これも御承知のとおり、第4次総合計画を平成28年に策定いたしました。それを踏まえまして、平成29年3月に環境基本計画を策定したという、ざっくり言えばそういう経過でございます。あるいは、それとあわせまして、今法律なり条例等のたてつけの関係でございますが、もともと法律の関係につきましては、今、議員御質問のとおり、平成5年に環境基本法は制定をされておりますけれども、もともと環境に関する関連法につきましては、もう御承知のとおり、戦後から徐々に拡大、拡充をされて、平成5年に基本法という形

で制定されたという経過がございますので、それまで、例えば廃棄物処理法でありましたり、さまざまな法律があって地域における環境課題というのを解決に向けて国においては取り組みを進められ、自治体においても同様に取り組んでまいりました。

そういう中で、我が八女市におきましても、平成4年に環境保護条例を策定して進めていき、先ほど申し上げました旧計画であります環境総合計画を策定し、今回環境基本計画を策定したというような流れでございます。

簡単ですけれども、御説明させていただきます。

○5番（高橋信広君）

それで、今の環境保護条例と、それから審議会の規則、それからこの環境基本計画、どうもその整合性がとれないところが幾つかあるんですね。例えば、この環境基本法によれば、基本理念をきっちり打ち出してという、八女市には基本理念は一切ないんですね、どういう基本理念で環境基本計画をつくっているのかと。計画書の中にも入っていませんし、基本理念が入っていない。それから、基本保護条例の中には一切審議会のことはうたわれていないです。規則の中にはこれに基づいてとなっている。これは少しおかしいんじゃないのかなと思いますし、少なくとも先ほど平成4年、5年という古い中で、その後に合併して、八女市というのはこれだけ広大な中で基本計画を新たにつくる時期だと思いますし、この環境保護条例を含めてぜひ一度見直してほしいんですが、それについてはいかがですか。

○環境課長（原田英雄君）

お答えいたします。

内容の前に、基本的な法のたてつけの考え方でございますが、もう議員御承知と思いますけれども、今御質問にありましたように、環境基本法におきましては、第7条において地方公共団体の責務が定められております。それによりますと、第7条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」というのが法律の記載文でございます。

他方、今御質問の環境保護条例でございますが、環境保護条例、今お話しのとおり平成4年、1年前に策定をされておりますけれども、この目的につきましても、第1条で「この条例は、市の良好な生活環境の確保を総合的に推進するため必要な事項を定め、もって健康で快適な市民の福祉増進に寄与することを目的とする。」ということで、法のたてつけ、考え方から言えば、例えば、大きく逸脱しているとか、外れているという認識はないところでございます。

なお、これにあわせて、第2条で「市は、この目的を達成するために必要な施策を講じ、良好な環境の保護に努めなければならない。」ということで規定されておりますので、これ

に基づいて基本計画を策定したということでございます。

しかしながら、今、議員御質問の中で、特に環境情勢につきましては非常に国際的に大きく変わってきております。特に、平成四、五年あたりは、まだそこまでクローズアップされていなかった温暖化の問題でありますとか、CO₂の削減等の国際的な枠組みの問題ですとか、大きく社会情勢が変わってきているところもございますし、八女市も今お話がありましたように広い八女市になりまして、新たな環境課題等も出てきております。そういうものを環境基本計画の中では一定整理をして方向づけをしているところでございますので、今後、条例をどうしていくかという部分については、近隣市町村では新しい条例をつくっているところもございますので、十分研究をして今後議論していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

今言われました近隣という意味では、これはいつまでかわかりませんが、この近隣では久留米市、大牟田市、筑後市を初め、福岡県全体では約45%がこの基本条例として制定されております。やっぱり八女市の保護条例では、物足りないとは言いませんけど、やっぱり八女市のこれだけ広大な自然を守るための条例にはなっていないのではないかというのが私の危惧でございますので、一回整理をしていただいて、基本条例がいいのかはわかりませんが、八女市としてのあり方、条例のつくり方、それで市民の方々に発信していくと。それと、基本計画と審議会と条例とが一体化したような中身になっておいたほうが、いわゆるこれから対策打ったりするときには非常に有効になっていくんじゃないかと思っています。

ということで、この件についてはよろしくをお願いします。

次の(2)、(3)、(4)のところは、実はこの環境基本計画書の中のいわゆる具体的な取り組みについて、ちょっと書き方が悪かったら申しわけないですが、その中の一部をちょっとお聞きしたいと思います。

まず一番やっていただきたいという中に、食品ロス、食品ロスというのが今は632万トンほど排出されていると聞いております。そういう中、やっぱりもったいない、それから片一方では貧困の方々は食べられないという、こういう時世に、この食品ロスを大幅に削減するというのは大いに賛成ですし、ぜひやっていただきたいと思っています。

この取り組み事項に30・10運動をやろうということをお願いしていただいておりますので、これについていつごろからどうする予定なのかお聞きします。

○環境課長（原田英雄君）

お答えいたします。

30・10運動は、今、議員お話しのとおり、一応内容を御説明させていただきます。

30・10運動といいますのは、もともと長野県の松本市でスタートしたもので、宴会の折に

非常に食品ロスが多いということから、開始30分は席について食事をとりましょうと。それから閉会の前10分間も食事をとりましょうということで、残飯を残さないような形でできるだけ食品ロスを減らそうということで始まった運動でございます。これが今全国的にも取り組みが進んでおまして、自治体によってそれぞれ共鳴しながらやってきております。この松本市では、本年食品ロスの全国大会も開催をされると聞いております。

この環境基本計画を策定するに当たっては、やはりいろんな情報を集めてどういうことを進めていこうかということで、八女市についても30・10運動を進めていきたいということで、今回の計画に計上させていただいたところでございます。

具体的には、ちょっと時間がないので全体的なお話は申し上げませんが、市内でもいろんな組織をつくりながら進めてきておりますし、あと当然のことながら関係団体、飲食店を含め協力をお願いしながら、さまざまな啓発グッズ等を使いながら、今後食品ロスがないような30・10運動の普及促進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

取り組みというのは、これは実際どういうスケジュールで、例えば、もう来年4月ぐらいからやろうという計画なのか、ここをまずお願いします。

○環境課長（原田英雄君）

済みません、時間がないのでちょっとはしょって申し上げましたが、実は、この推進に当たっては3月に策定をいたしまして、4月に実は関係団体にもう既に説明といたしますか、環境基本計画を策定するに当たりましては、先ほどお話しした環境審議会以外にもいろんな団体からのヒアリング等もさせていただいております。

そういう中で、JAさんですとか森林組合ですとか、いろんな団体の御意見を聞いておりますので、計画ができた段階で計画を持って行って説明をしており、内容の御理解、御協力をお願いしているところでございます。

その中で、当然のことながら、食品関連につきましては30・10運動の話もしておりますし、その他、いろんな事業の取り組みを説明して、御協力をまずお願いをしたところでございます。

それから、5月に環境衛生協議会の総会を開催しております。ほぼ八女市の全部の区長さんが入っておられる組織でございますけれども、ここで計画の説明をし、これは細かく説明できませんので、全体的なことで御理解を求めています。それからホームページ等で公開をしながら、まずスタートを切ったというところでございます。

これを受けて、先ほど言いました市内においては環境管理委員会という組織がございまして、その下に環境配慮推進委員会という組織がございまして、ここを通じて全体

的な環境基本計画を推進していこうと、あるいは進行管理をやっていこうということですので、これに落としながら先般来会議をして、その進行管理シートというものをつくって、それぞれの分野、これはうちの課だけでやれる部分ではございませんので、関係各課連携をとって進めたいということ、要請を今したところでございます。あと具体的には、これから啓発グッズを今準備しておるところでございます、あと予算、今年度につきましては平成29年3月策定ということもございまして、大きく本年度予算に計画の内容を具体的に上げたわけではございませんので、今の予算の範囲内でできることからやっていこうということで、本年度各団体に協力を要請しながら、30・10運動につきましては普及促進を図っていくと。具体的には、また来年度一定の予算をいただきながら強化していきたいという流れでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

はい、わかりました。個別については済みません、これだけにさせていただいて、あと、この計画というのが非常に部署が多岐にわたって計画書が盛られております。取り組み内容が。これをどのように市民の方に周知して、そこから実行にどういう形でやられるかというのを簡単をお願いします。

○環境課長（原田英雄君）

今、議員お話しのとおり、これをやっぱりどう実現、具現化していくのかというのが重要だと認識しております。

具体的には、先ほどまでの流れを御説明いたしました、今後、八女市においては環境フェア、エコキャンペーンという形で取り組みを進めてきております。既にその関連をいたしまして、例えば、環境ポスターの募集だとか、子どもさんあたりにそういう対象でやっておりますし、広く市民に当たっては、ホームページでありますとか、今言うような環境フェア等々のイベントを通じて、この計画の内容の具体的な理解なり推進を図っていきたくと考えているところでございます。

具体的には、10月、11月で、もう既にそういうイベントの予定を今準備しているというところでございます。

○5番（高橋信広君）

ぜひいろんな部署が、これは関連するところでございますので、中心は環境課がリーダーシップをとって全体をまとめるということになると思いますので、今後よろしく願いいたします。

それでは、最後になりますが、時間が大分落ちましたが、子ども貧困対策と連動した学習支援と子ども食堂について少しお聞きします。

今回、このテーマを上げさせていただいたのは、せんだってさいたまユースサポートネット代表の青砥さんの講演に参加させていただいて、そのときに改めて子どもの貧困対策につながる学習支援、あるいは子ども食堂ということの必要性を強く感じまして、八女市としてもっと前に進めるべきだなということを感じまして、改めて質問いたします。

先ほど問題点については聞きましたので、1つ、ちょっと順番逆にしますが、学習支援のことなんですが、先ほど前向きに検討していきたいということをおっしゃっていただきましたが、具体的にどのような形で、どういう団体をイメージされて、それから予算も含めてやっていかれるかを少しお聞きいたします。

もう一つは、寺子屋事業とのかかわりはどうされるのかということも含めて。

○福祉課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

現在、学習支援事業をしていただいておりますチャイルドサポートネットワークさんとは日ごろから連携をしております、この学習支援事業に対する財政的な面で大変苦慮をされておるということを日ごろから聞いておるところでございます。

きのうも質問の中でお答えしましたけれども、福祉課が2年前からやっております生活困窮者自立支援事業の中のメニューとして、任意事業の中の1つのメニューとして、子どもの学習支援事業というメニューがございます。これにつきましては、国から2分の1補助が来まして、残りの2分の1を市で助成するという制度でございますけれども、今回につきましては、この事業を有効活用させていただいて、チャイルドサポートネットワークに対する補助体制を整えていこうと考えております。

そういった補助団体につきましては、県のほうにお尋ねをしましたところ、本来ならば社会福祉法人であるとか、NPO法人であることが望ましいということでの話は聞いておりますけれども、その団体の活動等を見て、市が認められたところについては市のほうと委託契約をして、そういったところに助成をしてもいいということでお話を伺っておりますので、そことの連携を引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○5番（高橋信広君）

今、寺子屋事業のことはおっしゃいましたかね、寺子屋事業もこの中に含めてできるものなのかというのをちょっと。というのは、寺子屋事業も子どもの貧困対策推進計画の中にも入ってございましたので、こういうところも絡めてできるのか。もともとの目的は違いますが、少し分離してやるのかとか、その辺はこれからですか。

○教育次長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

寺子屋事業のほうは、今、議員おっしゃったようにスタートの出発点は違っているとは思

いますけど、現在4校区で、基本的には活用をしていただいております。

福祉課のほうとは今後また協議をして進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○5番（高橋信広君）

1つここで問題になっているのは、人材をどうやって集めるかというところだと思うんですけど、今社協のほうで人材バンクを立ち上げるということで4月からやってはいただいておりますが、この前聞いたところ、その人材は、結果的には社協のメンバーがやっている。それで、いわゆる学習支援をやっているんじゃないかという見守りをやるんだというようなことで、来てくれている子どもさんたちの勉強しているところを見守っているという程度で、学習支援には全くつながっておりません。これからその学習支援をやるについては、どうしても元教師の方で、ちゃんと教えられる方をどうやって募集するか、あるいは学生ですね。そういう中で、あと有償ボランティアというやり方で今後はいけると思うんですが、大体どのぐらいをこの辺は1つの相場というか、考えられていますか。

○福祉課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

先ほど言われましたように、社会福祉協議会のほうもこの人材バンクによる一般の方のボランティアであるとか、元教職員の方のOBの方のボランティアであるとかを募集して、そちらのほうからも来ていただいております。将来にわたって長い期間での支援ができるよいうということでは、本年度になりましてから、この学習支援事業に御協力をいただける大学生とか、教職員のOBの方とかのボランティア募集を県が一括して行いまして、県のほうで人材バンクにも登録をするという事業も始まっておりますので、例えば、八女市の住民の方でなくても、八女市のほうに来ていただけるという方がおられれば、そういったところも活用していきたいと思っております。また、有償のボランティアにつきましては、今現在無償ということで、交通費も支給をされていないような状況でありますので、先ほど申しました国の補助事業も2分の1、これが活用できますので、チャイルドサポートネットワークの方とも今後十分協議を行っていきながら、そこら辺のできる限りの補助をやっていきたいと考えております。

○5番（高橋信広君）

この件は来年の事業としてやるということになると思いますが、できるだけ早い間に、特に教育関係の方との打ち合わせも必要になってくるような気がします。

ぜひ連携をとっていただいて、来年度にはいいスタートを切っていただいて、最終的にはやっぱり貧困の子どもたちをどう引っ張るかというところに行き着くんですが、いきなりやるということについては私も異論があつて、全体的な教育をどうやって上げるか、その中に

具体的には、もし来られていなかったら、学校とコミュニケーションをとりながら引っ張っていただくような仕組みをつくるのが僕はいいのかなと思っています。

大変非常にデリケートな課題でございますので、ぜひ皆さんよろしくお願い申し上げます。

1分になりましたので、最後、3つのちょっと大きなテーマで済みません、時間が足りずに余りいい質問にならなかったかもしれませんが、特に前半の人口減少問題の中で、地域の資源を生かして事業を展開して新たな事業をつくるというところについて、私1つ興味ある非常にいい事業だなと思うのが、6次産業、いわゆる地域商社をつくっていくということについては大変期待しております。こういう事業はどんどん進めていただきながら、片一方では、ぜひ人口減をどう抑えていくかというところをさらにやっていただかないと大変な時代が来るような気がしますので、改めて市長職務代理者副市長を初め、よろしくお願い申し上げます。

最後に一言お願いします。市長職務代理者副市長、この人口問題について。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

きょうは高橋議員のほうから人口減少対策等々、3点の質問がございました。特に合併をしまして非常に人口が減少している地域でございますので、これについては積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○5番（高橋信広君）

以上、終わります。

○議長（川口誠二君）

5番高橋信広議員の質問を終わります。

11時25分まで休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

9番牛島孝之議員の質問を許します。

○9番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。本日2番目でございます。3点ほど通告で聞いております。

1つ、八女市の行政機構について。これは一つ一つはありません、5点ほど申し述べております。

次に、八女市の文化財、古墳等の維持・保存について。これも4点ほど聞いております。

3、八女市の教育問題について。2点ほど。これについては関連質問もございますので、執行部においてはわかりやすい言葉で、傍聴の方もおられますので、よろしくお願いいたし

ます。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

1、八女市の行政機構について、(1)現在の機構では、縦割り行政の弊害が目立つが解消法はという質問でございます。

市民の皆様が市役所で手続をされる場合、複数の課や係にまたがる場合がございます。行政手続はどれも細やかな規定があるため、それぞれの制度に精通した職員が対応したほうが手続もスピーディーに済まされますし、まれなケースなど個別のお尋ねに対応する場合も的確な対応ができると考えております。いわゆる横の連絡につきましては、そごがないよう関係各課で情報の共有に努めており、引き続き各課の連携強化を図っていきたいと考えております。

次に、(2)総合戦略室（仮称）創設の考えはないかという質問でございます。

合併当初から平成26年度まで、新たな事業の企画立案や総合計画を初めとするさまざまな計画の立案、進捗管理を行う市長直轄の部署として市長公室を設置しておりました。これらの実務を行っていた企画政策係は、現在、企画財政課で同様の業務を行っております。

次に、(3)今後も行政改革の中で職員数の減少はあるのかという質問でございます。

平成27年7月に策定した八女市定員適正化計画に基づき、平成32年4月1日における正規職員の数555人にするという目標を掲げ、第7次行政改革大綱実施計画のもとに取り組みを進めているところでございます。将来的な職員数については、今後検討していきたいと考えております。

次に、(4)新庁舎検討委員会は立ち上げられたのか。

現在のところ、新庁舎に関する検討委員会は設置をしておりません。

(5)将来支所再編に対する現時点での八女市の考えはという質問でございます。

合併前の旧町村の地域ごとに、合計5カ所の支所を設置しております。各支所では証明発行や諸手続などの窓口業務、まちづくりの推進や道路、河川の維持補修なども行っており、災害発生時には避難所としても利用しております。支所は広大な市域を擁する八女市の各地域における拠点と考えており、現時点において支所の再編等については想定をしておりません。

次に、2、八女市の文化財、古墳等の維持・保存について、(1)古墳の数、名称、所在、現在の状況という質問でございます。

八女市内では現時点で旧八女市253基、旧立花町70基、合計323基の古墳が確認されています。現存する古墳については、次世代への継承と文化財保護法の方針に基づいた保護を原則としていますが、古墳のほとんどが民有地に所在することもあるため、保存、確認のための調

査を計画的に実施していく必要があります。これまでに開発や記録保存のための発掘調査を実施した古墳の数は23基ですが、市が所有する鶴見山古墳、釘崎2号古墳を初め、今年度からは民有地の旧立花町茶臼塚古墳の測量調査に取り組んでいるところでございます。

次に、(2)古墳所在地が民有地となっているのは何カ所あるか。今後その解消についての考えはという質問でございます。

市内の古墳で民有地に所在するものは312基ございますが、こうした古墳においても市が管理しているものについては草刈りや清掃等の管理を行っています。今後も民有地に所在する古墳についても適切な管理に努め、土地所有者の同意を求めながら、記録、保存のための測量調査を計画的に実施してまいりたいと考えております。

次に、(3)市が指定している文化財の数、維持対策はどう行われているかという質問でございます。

現在、八女市指定文化財として指定された件数は137件となっています。市はこれらの文化財維持対策として、指定文化財保護を目的として八女市指定文化財保存修理等補助金交付要綱を制定し、個人所有等の指定文化財の保存修理等に対して補助金を交付しています。

次に、(4)情報のデータベース化の進捗状況はという質問でございます。

埋蔵文化財の有無等の確認作業については紙ベースでの対応となっていたため、業務に支障を来していた側面がありました。このため、昨年度から文化財遺跡管理システムを専門業者に委託し、データベース化に取り組んでおり、今後も進めてまいりたいと考えております。

3、八女市の教育問題についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○教育長（西島民生君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えいたします。

3、八女市の教育問題について、市内小中学校のエアコンについて、エアコンの使用量について上限が設定されているのかとのお尋ねでございます。

平成25年度に各小中学校の普通教室に空調設備を設置させていただきました。その際、電気使用量抑制のためにデマンド制御管理を取り入れています。このデマンド制御は、設定している負荷を超過すれば、その負荷を自動的に遮断することで全体の電気使用量を抑制するものとなっております。

また、今後各小中学校において太陽光発電は考えられないのか（蓄電池を含む）とのお尋ねでございます。

現在、市内の小学校4校、中学校4校、義務教育学校1校に太陽光発電設備を設置しています。そのうち、中学校2校には蓄電池も設置しています。今後の太陽光発電設備の導入については、大規模改修工事等に合わせて蓄電池の設置も含めたところで検討してまいりたい

と考えております。

次に、義務教育学校について、今後の八女市の考えは。認可権はどこにあるのかとのお尋ねでございます。

平成28年4月1日に改正学校教育法が施行され、第1条において、小学校、中学校に加え、義務教育学校が新たなコースとして加わりました。これによって、義務教育学校をそれぞれの教育委員会の判断で設置できるようになりました。そして、御存じのように、八女市では平成29年4月1日に義務教育学校上陽北浜学園が開校いたしました。

今後の八女市の考えは、地域の実態や要望を踏まえ、小中一貫教育のメリットを生かせる義務教育学校の設置を前向きに進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○9番（牛島孝之君）

まず、縦割り行政の弊害ということで幾つか事例を挙げてお聞きしたいと思えます。

まず、都市計画課と文化振興課の関係ですけれども、都市計画課に建築確認が出されたときに、文化振興課、要するに遺跡がありますよと、八女市は非常にどこもそういうのがありますので、そういう連携がとれていないのではないかと思います、それについてはいかがでしょうか。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

縦割り行政の弊害という事例で、先ほど文化振興課と都市計画課の関係ということで、具体的な事例につきましては建築届と、うちが所管いたします埋蔵文化財の有無の申請の関係ですけれども、具体的な事例が発生したのが7月5日の件であろうかと思っておりますけれども、その日のうちに都市計画課の課長のほうとも打ち合わせを行いまして、建築届の情報関係については、今後、情報共有を行っていくということで確認をとらせていただいております。

ただ、実態として建築届の関係につきましても、耐震の偽装問題も含めましてかなり検査が厳しくなっておりますということで、民間に委託するケースもかなりふえてきているということで伺っておりますので、そういった部分も含めて、できるだけちょっと把握には努めていきたいと思っております。縦割り行政の弊害ということで、都市計画課のほうとはお話をさせていただいております。

○9番（牛島孝之君）

都市計画課に確かに民間で確認通知はとれるとなっておりますけれども、そういう遺跡についてはやはり文化振興課と合議をします。幾ら民間で確認通知を出せるとしても、それはそれじゃ、八女市の都市計画課に申請したものについては必ず合議をします、ただし、

民間についてはわかりませんと、そういう答えでは困るわけですね。それであれば、そういう民間のところに対して、市長名、あるいは建設経済部長名、あるいは副市長名で結構ですけれども、八女市にはこういうのがありますと、必ずこういう協議をしてくださいと言うべきでしょう。民間だからどうのこうの、八女市に都市計画課通じて出す確認通知だからどうのじゃなくてですよ。それでは、そういう民間が、今、福岡県内にどれだけあるのか、当然把握してあると思いますけれども、そこに文書等において、こういう協議をしてもらわなくちゃ困るよと、それを出すべきでしょう。いかがですか。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、民間についてはちょっと把握していないということで捉えられたと思っておりますけれども、そういった趣旨での答弁ではなかったということで御理解をお願いしたいと思います。

基本的に文化財保護法の中に、開発事業者への対応の基本ということで理解と協力を求めていく、あと部局内では関係部局との連携を進めるとか、広報活動に努めるということになっておりますので、ここら辺の法の趣旨に基づいて今後についてはそういった連携はまた深めていきたいと思っておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

○9番（牛島孝之君）

理解を求めるじゃなくて、それは知らしめると、こちらから相手方に向かって知らしめると、八女市はこうですよと、相手の御理解を得るんじゃないんですよ。当然それをするのが行政でしょう。もう確認通知、民間でございましたよと、建物立ちましたよと、後からじゃ困るわけですよ。だから、そういう相手方に対しての通知、八女市はこうですよと、それをすべきでしょう。民間に委ねるんじゃないんで、行政のほうから積極的にそういうところに情報を出すと、じゃありませんか、いかがですか。

○文化振興課長（持丸末喜君）

以前にも不動産業者のほうから主催で文化財の発掘に関する研修会等も行っております。今後も設計業者を含めたところでの話し合いもやっていこうということで、お話もちょっと出ておるところでございますので、そういった部分も含めまして、今後、広報活動には十分力を入れていきたいと思っております。

○9番（牛島孝之君）

八女市の不動産業者、あるいは設計業者だけではないわけですね。当然よその設計業者、あるいはその不動産業者、当然そういう方も出されますので、やはり確認通知書、出るのは県土整備、あるいは民間と。県土整備あたりならわかってあると思いますよ。ばってん、民間のとがわかっていないなら、それを知らしめるのも八女市の行政として当たり前のごとで

しょう。いかがですか。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

当然、文化財につきましては文化財保護法の中でもうたっておりますとおり、国民共有の財産という位置づけがありますので、そういった部分について特化したところでの周知という部分がちょっと御指摘いただいておりますけれども、今後につきましてもできるだけ広報活動については努めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

今の件につきましては、民間関係の建築確認届とか、いろんな形で幅広くなっているところでございまして、県の確認申請についても、県のほうとは幅広く連携を今保っているところでございまして、内部としましては都市計画課、文化振興課、それに必要な県、民間、これについては県とも協議しながら民間のほうにそういった通知というものは確実に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

今、副市長が言われたように、そういう文書というのは今までも出せたわけですよ。今から検討しますじゃなくて、今までもやろうと思えばできたこと。それをやってこなかったということだろうと思っております。この件については副市長からも答弁がありましたので、早速していただくと思っておりますので、了解いたします。

先ほどの総合戦略室、なぜかという、そういう弊害、各課ごとの弊害、これは自分のところですよという各課意識、それが余りにも以前からあるし、私も何ぼか言ってきました、縦割り行政ということで。もう一つ挙げますと、空き家、空き地、この空き家については総務部長の管轄である防災安全課、それと、今度は空き地については農地なのか、あるいは農地以外なのかによって、農地であれば農業委員会、農地でなければ環境課と、当然、新社会推進部長の管轄であると。市民はそういうどこどこじゃなくて、市民が望んでいるのは、この前も区長会の中で代表区長から出ましたけれども、空き地、空き家、両方とも困るわけですよ。空き家は建物があるから、いつ朽ち果てるかもわからない。空き地についてはもう荒廃地、草ぼうぼうになっていると、虫が湧くし、枯れたら、ひょっとして火事になるかもしれない。だから、そういうことを片方は総務部長の管轄、片方は新社会推進部長の管轄。そいけん市民が、なら、これはどこですかと、この土地、なら、土地は農地ですかと、まず農業委員会で確認をして、農業委員会であれば農業委員会から通知を出すと、どうかしてくださいよと、ところが、農地台帳に上がっていませんということであれば環境課に行く。

だから、そういう市民をあっち行かせたり、こっち行かせたりするんじゃなくて、窓口は一つです。行政の中で、市民からこういう声があったよということで、どこどこ課が動きなさいと、そういう総合戦略的なものがないかということでお聞きしましたけれども、市長職務代理者副市長からは考えていないということでしたけれども、やはり市民からすれば、もうどこに行っていかわからんから来てあるわけですね。あっち行ってください、こっち行ってくださいじゃなくて、ここで一発で済むというような行政、それをするためには、やはり統括する総合戦略室というのは必要ではないかと思えますけれども、市長職務代理者副市長はいかがですか。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

いわゆる総合戦略室の必要性ということ、今、議員のほうおっしゃってあります。我々はその総合戦略室というと、やっぱりまち・ひと・しごとの関係がもうどうしても思いつきますので、そういった先ほど答弁をしたと思えますけれども、今、事例でおっしゃってあるのは、農地とか、空き家とか、そういった事例をしてあります。そういった事例というのは幾つものほかにもたくさんあると思えます。我々がやはりその組織をつくっていく、行政を推進していくという観点からいけば、やはり限られた人員の中でどのように効率的な組織をつくっていくのかということが一番大切なことですので、そういった観点からいくと、市民にとってわかりやすい組織をつくっていくことが非常に重要であろうと思えます。しかし、それを今のように、縦割りという表現をされていますけれども、目的ごとに課をつくるんですけれども、そういった中でつくっていく中でいろんな複数にまたがる課があると思えますけれども、これについては、先ほど申し上げたとおり、幾つもの事例がございます。いかに我々はそういった問題に対して対処していくのかということが非常に肝心なことですので、それについては、先ほども申し上げましたけれども、各課の連携、こういったものをいかにとっていくのかということが一番重要であろうと思えます。

少し話をさせていただきますと、今、市は部長制というのを敷いておまして、部長さんたちがいらっしゃいます。ちょうど庁議を月2回開催するようにしていますけれども、庁議を開催した後に部長さんたちがそれぞれ集まって会議をされています。これ私も部長のときにそういった会合をしておりました。その中で何を話すのかということ、お互いの部の中でいろんな課題がある、それについて部長会の中で課題を共有しながら1つずつ対応していくと、そういったことも部長会の中でもされています。そういった形で、いろんな場合についても対応していきたいと思っていますし、少し話はそれるかもしれませんが、課ではどうしても対応しきれないときには、いろんなプロジェクトを今つくっております、必要に応じて。そういった形で、これについては対応させていただきたいと思えますので、御理解をいただきたいと思っていますところでございます。よろしくお願いいたします。

○9番（牛島孝之君）

担当部長会があっているのは知っておりますので、ぜひ風通しのいい部長会、情報の共有といたしますか、そういうことはぜひ今後していただきたい。ただ、その中で、言われたように、今から地方創生の戦略と、そういうものもありますし、やはり私はそういうのは必要ではないのかなと思いますので、提案いたしました。

次に、総務部長にお伺いしたいと思います。

これは8月21日の西日本新聞です。宗像市、相談窓口を一本化ということで、なぜかという、住宅団地、特に宗像市あたりは住宅団地が非常に空き家が目立つということで、空き家の解体、運用などの相談に加え、今後は管理や相続などについても受け付ける。その中で県内でも初めての取り組みで国の先駆け的空き家対策モデル事業、これによって、大きな文字で書いてありますけど、空き家解決へ官民連携、司法書士と一斉調査、福津市、所有者95%特定。これに3,600千円国から補助が来ているわけですね。八女市として、こういうモデル事業があるのは御存じでしたか。

○総務部長（江崎 順君）

お答えいたします。

今、御紹介いただきました件につきましては、所管部署のほうには話行っているかもしれませんが、私自身は、ちょっと申しわけございません、存じ上げておりません。申しわけございません。

○9番（牛島孝之君）

いや、防災室にも何度もお伺いして、特に樋口君あたりともお話ししています。空き家所有者の確認ですね、どうしているかということでお聞きしますと、以前は消防団に聞いておるといことも聞きました。ただ、行政といたしますか、行政区でいけば隣組単位、あるいは次に町内単位、次に行政区と。やはり隣組というのが一番御存じだろうと思うんですよ。あの家については、年に2回ぐらいこらっしゃると。あれはたしか娘ばい、息子ばいとかですね。親戚の人が管理しよるばいとか、そういうことの情報は今現在どのようになつとるのか。

それと、こういう先駆け的空き家対策事業があれば、確かに納税管理者というのは税務課で調べることはできると思います。ただ、これはひょっとしたら個人情報と言われるかもしれませんが、行政内であれば、ひょっとしたらもう知ることはできると。ただし、納税管理者がそのまま相続人でない場合もあるわけですね。だから、そういう専門の司法書士あたりと一斉調査をする。その費用については、先駆け的空き家対策モデル事業と。これが今後続いていくのかどうかは知りませんが、ぜひ担当課長あたりと、もし次年度も続くようであれば、八女市も手を挙げてやってみようかと、それに予算がつけば、司法書士会あたりと一緒に頑張ってみようと思いますけれども、それについては総務部長いかがです

か。

○総務部長（江崎 順君）

お答えいたします。

今おっしゃったように、空き家の問題はうちの防災安全課の生活安全係のほうで所管しておりまして、あそこの空き家が壊れかけよるけん非常に危険だというような話いっぱい上がってきておるのはおっしゃるとおりでございます。

その管理者、実際いらっしゃらないので、その場所を管理してある方、あるいは相続とかいっていない場合もありますけれども、そういう情報は固定資産税係のほうとも連携しながら、所有者、あるいは相続人とかを見つけてそれぞれ対応しているところです。

今おっしゃったモデル事業があっているという話をお聞きいたしましたけれども、中身、詳細は、申しわけございません、存じ上げておりませんので、あれでございますけれども、中身を見させていただいて有用な事業ということであれば、恐らくそういう有用な事業なんだと思いますけれども、今後もそういう事業が続くのであれば、情報収集をしながら検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○9番（牛島孝之君）

この中に小さな写真ですけれども、これは宗像市が昨年10月、行政代執行で解体した空き家として載っております。以前から何度も担当職員とは話しましたが、やはりどこかで行政代執行すべきではないのかと。ところが、言っておりました家がたまさか台風でしたか倒れましたので、まだほかにもあると思いますけれども、やはりホームページ等にもその危険家屋については出すとか、そういう現実になっております、まだ出ていないと思いますが。やはり空き家もそういうふうには危険ですけれども、空き地についてもやはり何らかの手だてをしないと、本当に草も切ってくれない、いや、切りたいけれども、ちょっと相続人間でいろいろあっていますよというお話も聞きますけれども、その場合に手紙をやりとりして回答がないなら八女市でしますよと、とりあえず代執行と言うとあれですけれども、八女市のほうで切らせてもらいますと。ただ、その費用については当然あなたたちに請求しますよということはやろうと思えばできると思いますけれども、それについては総務部長どのように思われますか。

○議長（川口誠二君）

牛島議員、今の質問と通告が関連は。（「当然、関連で聞きよります。空き家、空き地ということで」と呼ぶ者あり）答弁は。

○総務部長（江崎 順君）

行政代執行の話にはなるのかと思いますけれども、空き家の関係は、ちょっと正式名称を宙に覚えていまして、空き家の関係の法律がございまして、それに基づいて危険な家屋の

指定を行ったりして行政代執行を行うという制度がございます。それはいろんな手続を踏んで、個人の私有財産になりますので、行うに当たっては非常に慎重な判断が必要になってくるのかなと思っております。

空き地のそういう草刈りというか、そういった内容について、それをしてやって、その費用について所有者から負担をしてもらうという形については、それはどういう形でできるのか、できないのかというのは、ちょっと申しわけございません、今ちょっと知識の中で存じ上げておりません。申しわけございません。

○9番（牛島孝之君）

関連質問で聞きましたので、その場で答えるのはなかなか難しいと思えますけれども、やはりそういうことも区長会あたりで出ましたので、空き家並びに空き地の対策ということで、できれば、今から部長会とか、そういう中で検討していただければと思います。

次に、職員数の減少、これは「行革で夢を」ということで第7次八女市行政改革大綱、平成28年3月、この中で、先ほど答弁がありましたように、定数削減の目標、平成32年4月1日現在21人という数値が一応出されております。ただ、ことしもありました、朝倉市、東峰村の災害、5年前の八女市よりも随分大きな災害ですけれども、職員が足りない。当然、やはり昔の宝珠山村ですかね、当然合併したときにやはり減らすべきだろうと減らされたんだろうと思います。やはり八女市においても5年前にありましたけれども、これが来年あるかもしれない、あるいはことしまだ台風の時期もありますし、ひょっとしたら八女市であるかもしれない。だから、行政改革という名のもとに職員を減らすことが果たして本当の意味で市民に対しての行政改革なのか、市民に訴える場合のですよ。それについては、市長職務代理者副市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

先ほどこの職員数につきましては答弁申し上げましたとおり、定員適正化計画で平成32年の4月1日現在における正規職員の数が555人となっておりますので、これはもう既に策定をしておりますので、これについては当然目標については達成していきたいと考えているところでございます。

ただ、この後についてはいろんな事情等もありますので、それについてはまたその後議論するという形になります。

人数につきましては、職員数につきましては21人減らすということでございますけれども、今は再任用制度というのがございまして、これで60歳定年を迎えた方で希望される方については5年間、65歳までは再任用という形で業務に当たっていただくという形になります。そういった制度も残されておりますので、ただ単に人数だけは確かに減るよという形になりますけれども、一方では、再任用の方たちも今から先はだんだんふえてくると思っておりますので、

そういったところにもらみ合わせながら、この人員数については考えていかなければならないと考えるところでございますけれども、いずれにしましても、この定員適正化計画につきましては目標を達成していきたいと考えておるところでございます。

○9番（牛島孝之君）

目標というのは確かにいいと思いますけれども、やはりこの各支所の職員数ということでいただいておりますけれども、その中には正規職員には再任用職員を含みますと書いてあります。確かに数値目標は1度出されたから、当然その目標に向かっていかれるのは別に悪いことだとは思いませんけれども、やはり今年度起こったような、ああいう大水害がもしもう一度、失礼ですけれども、八女市において起きたときに、ここに人数は出していただいておりますけれども、黒木支所が正規職員53名、嘱託職員1名、臨時職員7名、合計の61名、立花支所が正規職員34名、嘱託職員1名、臨時職員2名の37名、上陽支所が正規職員19名、嘱託職員1名、臨時職員1名の21名、矢部支所が正規職員18名、嘱託職員1名、臨時職員2名の21名、星野支所が正規職員22名、嘱託職員1名、臨時職員2名と出ております。

人事課長にお伺いしますけれども、現在、平成29年8月末でいいのかわかりませんが、旧黒木、立花、上陽、矢部、星野、現在の人口がわかりましたらお願いいたします。

○人事課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

議員お尋ねの各管内の人口でございますが、本年8月末現在でございますが、黒木支所管内で1万773人、立花支所管内で9,531人、上陽支所管内で3,191人、矢部支所管内で1,219人、星野支所管内で2,590人でございます。

それから、申しわけございません、先ほど市長職務代理者副市長のほうから定員適正化計画の目標数値の御説明いただいたところでございますが、その数の設定に当たっては、合併した直後の平成22年に10年後の職員のあり方というものを設定しまして、そのもとになっていますのは総務省が出している一つの指標、これはあくまでも指標でございますので、それを参考にするという、決定するのはそれぞれの自治体が決定しますが、客観的な一応指標をもとにそれについて改革努力をしたと、合併当時の市民の皆様の一つの期待が、一つは行政の効率化、いわゆる管理部門の縮小という部分もあって考えておりますので、そういう部分の目標を設定したということでございまして、御説明させていただきます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

いただいている正規職員の数、人口も聞きましたけれども、その中でお聞きしたいのが、上陽支所において建設経済課が8名、矢部支所が7名、星野支所が11名となっております。

人口割だけとは言いませんけれども、ここに数値の違いがあります。これはどういうことによって、この違いがあるのか、わかりましたらお願いいたします。

○人事課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

それぞれ支所の職員数ですが、御承知のとおり、人口と職員数がイコール、マッチするものではないということは御承知のとおりでございます。建設経済課関係で、星野支所が建設経済課関係で11名と、ほかの支所に比べて割合的に多うございますが、これにつきましては、例えば、星野支所につきましては簡易水道の担当者を置く必要がありますとか、例えば、星のふるさと公園関係の関連施設等、管理につきましては一定になっている部分もあるということ。それから、「日本で最も美しい村」連合、そういう地域の特色を生かした事業に取り組んでいること、そういうものの業務に合わせて配置をしているというところがございますので、一律に人員数を人口で設置しているわけじゃないと、それぞれの地域に合わせた事業に基づいて配置をさせていただいているというところがございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

次に、新庁舎検討委員会について立ち上げていないということで答弁ありましたけれども、今、病気療養されております市長におきまして、検討委員会を立ち上げたいという言葉ちゃんと答弁の中でいただいたと思っております。確かに市長職務代理者副市長ということではおられますけれども、やはり市長の言葉は重要な言葉と思います、重大なですね。だから、市長と緊密に連絡をとられて早急に立ち上げることはできないのか、お聞きします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

新庁舎の検討委員会の立ち上げの件でございますけれども、これにつきましては私も市長と病院のほうでお話をする機会がございましたので、これについてはお話をさせていただいた経過がございます。市長に、今、我々が何をしているのかということを経理のほうに説明をいたしまして、それについては一定理解をさせていただいて、あとはいつごろ具体的に進めていきたいと思いますかという話をする機会がございました。それについても市長と話をする中では、やはり市長のほうで復帰をされて、そして、自分が復帰をしてよく話を聞いて、そして、その中から順序を、これは非常に大切な問題であるので、どういった順序で進めていったらいいのかと、きちんと道筋を立てていきながら進めていかなければならないので、これについては自分が復帰をしてから立ち上げていこうということで、市長と一定協議をしたところでございます。したがって、何もしていないというわけではございませんで、市長が復帰をしていただきましたら、すぐに市長と協議をする段取りを今とっておる状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○9番（牛島孝之君）

できれば、今、療養してありますけれども、そういう連絡をしてあれば、ぜひ市長からやっていいよと、検討会しなさいよという発言をいただくようによろしくお願いしておきます。

次に、将来支所再編、なぜこれを聞きますかといいますと、まず、八女市は上陽町と合併しました。そのときに文書であったそうですけれども、三川出張所は残すよという文書があったと、取り決めがですね。ところが、あるときに三川出張所は廃止しますということで廃止されました。ただ、そういう文書があったのかどうか確かめておりませんが、あったと聞いたことがあります。

心配するのは、確かに今度その後に2市2町2村が合併したときに、黒木において総合支所という名称がつけました。ところが、総合支所は単なる支所になりました。こうなったときやはり心配するのは、総合支所があったときには黒木は総合支所である、ほかは支所であるとなったときに、黒木の総合支所の総合がなくなった、そうなれば、矢部、星野、上陽については出張所になるのではないかという市民の方の心配の声も承ったことがございますので聞いておりますけれども、将来のことですので、今はわかりませんという答えしかできないと思いますけれども、副市長、市長職務代理者にお聞きしたいですけれども、黒木総合支所が総合がなくなった。これについてはもう当然議決で決まりましたんですけれども、総合支所の総合を外した理由といいますか、なぜ総合を外したのか。よろしく願いいたします。

○人事課長（原 亮一君）

申しわけありません、私のほうで御説明させていただきます。

黒木総合支所から支所に編成をしたと、その理由ということでお尋ねでございますが、まず、平成22年に合併をした段階で、そのときの合併協議の段階で支所をどうするかという協議の中で、黒木については総合支所を置くということになったのは、当然御承知のとおりかと思えます。5年たった段階で合併の移行期間、いわゆる合併前のそれぞれのまちづくり、それから、新しい市になって八女市として一本化すると、その組織をどうするかとした段階で、総合支所であった黒木支所が矢部、星野、上陽を一旦集約して本庁につなげる、いわゆる本庁、総合支所、支所、この三重の組織構造、これがどうなのかということを議論していただきまして、これについてはもう一旦その総合支所でまとめるということを解消して直接支所と本庁がやるという二層構造、これのほうは行政の効率化につながるのではないかとということで議論の結果、行政組織条例の改正をしていただいて現在の形になっているところでございます。

現在の支所の機能につきましては、当然、各管内が抱えている地域は中山間地域でございますので、平地とは地理的条件が異なるということは重々わかっているところでございます

ので、災害発生時の対応でございますとか、少子・高齢化、過疎化、地域経済の活性化などの諸課題に適切に対応する、そのためには本庁の窓口の延長ということではなくて、一定の拠点的機能を今は持っていると考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

ということは、本庁と総合支所、あるいはその下の支所があった時代に、ワンクッション置くんじゃなくて、本庁と支所が直で連携ができるというのが行政として市民サービスにつながると思われて、そうされたということですね。はい、わかりました。

次に、八女市の文化財、古墳等の維持・保存についてお聞きしますが、ほとんどが民有地であるということをお聞きしましたが、これはいつごろから——いつごろからといいますか、当然その民有地でなくてやはり市有地に買い上げ、あるいはできれば寄附という持ち主さんに対しての問いかけとか、そういうのは現在なされていますか。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

現段階で民有地の古墳につきましては、こちらのほうから市有地ということでの働きかけは現在行っておりません。

○9番（牛島孝之君）

それでは、今後その働きかけといいますか、そういう考えは当然おありと思いますが、いかがですか。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

今後、民有地にかかわる古墳の購入についての考え方なんですけれども、先ほど市長職務代理者副市長のほうからの答弁にもありましたように、今年度から民有地であります旧立花の茶臼塚の測量業務を開始いたしております。それぞれの古墳についての歴史的価値を含めて、そういった測量関係を先行する形で今後については当面は対応していきたいと考えているところでございます。

○9番（牛島孝之君）

当然民有地である以上、所有者の把握はなされておると思いますが、その方、要するに底地の所有権は個人であると、古墳に指定されたことによって、その制限、所有権はあるけれども、使用する場合の制限等がありますか、八女市として。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

文化財としての制限ということですが、当然、文化財という位置づけになっており

ますので、たとえ民有地であっても、開発行為等が伴う部分については当然そこら辺の届け出については義務が発生するところでございます。

○9番（牛島孝之君）

旧八女市の場合は、都市計画区域は八女市全域です。立花も一部です。黒木も一部です。あるいは上陽町は準都市計画。そういうところは制限があるかもしれませんが、建築工事届、あれは出さなくてもいいというところにはわからんわけですよ、持ち主さんは。だから、312カ所ですか、この所有者さんに対して、持ち主さんに対して、あなたのところはこういう何番地、何番地については古墳地になっていますよという説明文書送付とか、そういうことは今までされたことありますか。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

この古墳の数の数ですけども、実は昭和54年から多分50年の後半部分で、旧八女市、旧立花町におきましては、学芸員の専門職等が現場に足を運びまして地形図の中にちょっと人工的な丘であったりとか、石室があったりということで確認している古墳の数でございます。具体的には、現場としてはミカン畑であったり、山林であったり、竹林であるというのがほとんどの古墳の数であろうかと思っております。

そういった部分を含めまして、当初、そういった現場を回りまして、この古墳の把握の折に、各地権者の方にはこういったところでの古墳がということでの通知は行われていると思っておりますけれども、当然データの的には、その部分から進んでいない状況でありますので、現在の埋蔵の分布図につきましても、このときのデータがベースになって届け出の分については確認を行っているおるところでございます。

ただ、包蔵地ということを示しておりますけれども、旧八女市につきましても、御存じのように、古墳が323基、それ以外に遺跡関係が140近くございます。ある意味では包蔵地ということで、推定している箇所以外からもいろんな部分で遺物が発掘されるケースがございますので、包蔵地に限らず旧八女市につきましても、いろんな部分で試掘を行っていく地域であるということで認識をしているところでございます。

○9番（牛島孝之君）

通知がされているだろうという回答でしたが、だろうじゃなくて、今からでもできることです。やはり底地が誰の持ち主なのかちゃんと調べた上で、その方にはあなたのこの土地については古墳となっておりますよということは、当然、今なっているだろうと思いは調べていないことだろうと思っておりますので、ぜひそれはやはり今からでも結構ですので、再度調査されて持ち主さんにちゃんと、あなたのところは何か古墳群の中にありますよとか、何か古墳として指定されてありますとか、やっぱりそれは今からでもできると思っております。ぜひ

ひそういうことはしていただきたいと思います。答弁は結構です。

次に、情報のデータベース化、これがどのように、以前も聞いたことがありますけれども、やはり紙で残すんじゃなくて、紙は紙でいいですけども、やはりデータベースとしてちゃんとすると、当然それについては費用負担がかかると思います。何年ぐらいの計画でこの三百どれだけの古墳やろうと思ってあるのか。当然、計画はあると思いますけど、それについてはいかがですか。

○文化振興課長（持丸末喜君）

お答えいたします。

このデータベース化につきましては、以前も牛島議員のほうから質問があったということで聞き及んでおります。昨年度、データベースに関するハード面をちょっと予算化いただきまして900千円ほど執行させていただいておりますけれども、具体的な入力作業につきましては、平成29年度予算で約3,200千円予算をいただきまして、現在その作業に取り組んでおるところでございます。

ただ、先ほども申しましたように、もともとの基本となるデータベースが昭和50年代の部分がベースになっておりますので、当時がやっぱり現場を歩いて点で落としている状況でございます。現段階でも縮図につきましては6000分の1で落としている状況ですけども、今後データベース化を行うという部分で、現段階の作業としては2500の地形図に落としておりますけれども、将来的には、字図との照合に基づいて、古墳の所在地番を特定していきたいということも含めてデータベース化に取り組んでおるところでございます。

○9番（牛島孝之君）

当然データベース化というのは短期的にしなくちゃいけない。当然それには人的予算、あるいはそのデータベース化にする予算、当然必要だと思います。

市長職務代理者副市長にお聞きしたいんですけども、そういうことに対して、やはり八女市はこれだけの古墳群もあるし、文化財もあると。そういうことを、片方では確かに、先ほど高橋議員が言われたように、同僚議員が言われたように、子育て等々についてはちゃんと支援あっていると思います、ほかの隣接市町よりもですね。やはり八女市がこれだけの文化があるということであれば、データベース化というのも長い目で時間かけてやるんじゃなくて、できれば短い時間の中で、当然予算を伴うと思いますけれども、そのデータベース化については市長職務代理者副市長としてどうお考えでしょうか。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

データベース化に関する費用につきましては、ちょっと詳細に原課のほうと協議させていただきたいと思っています。そういう中でまた人的体制、もしくはいろんな委託の問題も含

めて詳細に検討させていただきたいと思っています。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

ぜひ検討いただいて、早急にデータベース化を短期間ですするという方向でやっていただきたいと思います。

次に、八女市の教育問題についてお聞きします。

市内小中学校のエアコンについてということで聞いて、これはなぜ聞きますかといいますと、ある中学校で保護者会があっただと。ところが、途中で送風が変わった。非常に暑くてたまらなかったと。聞くところによると、上限を決めてあったとお聞きしましたんですが、どういう決め方をされてあったのか、お聞きします。

○学校教育課長（藤木春美君）

お答えいたします。

先ほど教育長の答弁にありましたけれども、エアコンのデマンド制御というものをしております。これは先ほどお答えしたように、電気料金の基本料金の計算基礎となる最大需要電力を抑えるものとなっております。電氣量がふえれば、負荷の遮断により、空調機の温度を上げたり、冷風を送風に変えたりして、消費電力が低減することになる装置でございます。これが作動したものと思われま。

デマンド制御についてでございますけれども、一応各学校の申し出により、デマンド制御の変更はできるようになっております。教育委員会としても、児童生徒、教職員の健康面が第一と考えておりますので、設定の変更の申し出があった場合はそのように対処したいと考えております。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

以前から教育長あたりにお聞きしてはいますが、なかなか各学校から、学校教育課、あるいは教育委員会に対して、もう少しできませんかというのがなかなか言いにくい体質なのかと思いますが、たまさかそういうある中学校において保護者会で途中から送風が変わったということをお聞きしましたので聞いてはいますが、やはり何でもそうですけれども、指導するほうと指導されるほうの力関係といいますか、そういうことで言いにくいのかなと思いますけど、もう少しそこを風通しのいい学校、あるいは教育委員会、学校教育課というふうにぜひお願いしたいんですが、それについては教育長いかがお考えでしょうか。

○教育長（西島民生君）

お答えいたします。

今エアコンの問題で質疑が行われているわけでございますけれども、八女市の将来を担い

ます大切な子どもたちが夏であっても冬であっても快適な学習環境の中で学習できるようにしていくのが、教育行政、教育委員会の努めだということで、いち早くエアコンを設置させていただいたというところがございます。

なお、今、教育委員会と校長先生方と意思疎通がうまくあんまりっていないんじゃないかという御心配をかけているような御質問でございますけれども、このエアコンの問題につきましても、年度当初にも私のほうから何回も何回も、もう学校は遠慮なく使ってくださいと、そういうことは校長会の折にお願いを私のほうからしているほうで、電気料を節約なさいと言ったことは一度もありません。

そういうことで、課長が先ほど答弁いたしましたように、必要であれば電気料は上がりますけれども、電気料金はかかりますけれども、デマンド制御ですか、それについては学校の申し出があれば対応していきたいと考えているところでございます。

○9番（牛島孝之君）

今、教育長から答弁がございましたように、必要であれば使ってもいいよということ、できれば文書等々で各小中学校に流していただいて、それがやはり意思疎通となると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、義務教育学校ということでお聞きしますけれども、現在、上陽北浜学園が義務教育学校であるとなっております。義務教育学校設立に向けた流れということでいただいております。7月31日、矢部小中学校を視察に総務文教常任委員会で行きました。その中で矢部小学校の中で、当然そのときには教育次長、学校教育課長もおいででしたけれども、やはり今、八女市の中でコミュニティ・スクールというのが現実、上妻小学校、長峰小学校でありますけれども、これこそが本当のコミュニティ・スクールだなということを現実にもう実践されてあるわけですね。要するに小学校に入る子どもたち、あそこは幼稚園ですかね、保育所ですかね、その保護者さんに対してもちゃんと説明会を開いているよということをお聞きしました。これこそが本当の地域を巻き込んだコミュニティ・スクールであろうとそのとき思いました。

当然、教育次長もお見えになっていましたけれども、時間的な流れを今資料としていただいておりますけれども、やはりそういう地域でそういう動きがあれば、あそこでも言いましたけれども、並立して、向こうからいろいろ答申が出る前に、要望書が出る前に、もう教育委員会としては動いているよ、だから、もう同時進行でといいますか、一步おくれてでも結構ですけれども、ぜひそういう動きをしていただきたい。それについては実際、教育次長あの場合におられましたので、どのようにお考えですか。

○教育次長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

矢部小中学校を視察した折に、議員のほうからも御指摘をいただいておりますが、地域のほうの学校づくり協議会と教育委員会のほうも同時進行で小中学校のあり方の検討委員会を設置するための設置委員のメンバーであったり、設置要綱の検討という部分を教育委員会のほうに諮って、7月に選考委員の確認であったり、設置要綱の確認を8月で行ったりとかして、できるだけ同時進行で対応できるように努力しているところであります。よろしくお願いいたします。

○9番（牛島孝之君）

せっかく地域の方がそれだけまともやっておられますので、ぜひこれは、今、次長の答弁にありましたように、早急にできるように努力をしていただきたいと思います。

次に、関連といたしますか、いつも聞いております教員のことで、要するに労働時間の問題ですね。

これは8月27日、西日本新聞、「教員過労死SOS届かず」と、当然記事は見られたと思います。私に何かあったら使つてと、残業月110時間超すと、PCに記録と大きな記事で載っております。この方は自分の死をもって主張をされたんだと思います。本来、これが死につながらなければよかったですけれども。

以前から聞いておりますけれども、やはり教師の過重労働といたしますか、それについては八女市、当然その検討はされておりますと、そういう具体策というのがあるのかないかわかりませんが、若干、私の担当小学校ですけれども、もう少し早く電気が消えるかなと、夜ですね、それは確かに思います。朝も確かに若干とは思いますが、やはりこういう過労死をしてちゃんと記録されとった、こういうような主張が現実にあるわけですから、実際そういう実態調査とかそういうのが、現実の声が本当に上げられるような教育委員会と学校教育課、あるいは学校と教職員というようなその緊密な連絡、それが無い限り、こういう事例は今後も起き得ると思いますので、それについて教育長、一言よろしくお願いいたします。

○教育長（西島民生君）

教職員の皆さん方の超過勤務の問題でございますけれども、努めて私も学校を訪問する折とか、校長会とか、いろんな場面で挨拶する機会があるときは、小学校、中学校それぞれの場に応じて、例えば、中学校であれば部活動の問題、このことについて具体的に私の口から全職員にお願いをしております。あわせてお願いしておりますのが、トップダウン的に超過勤務を減らしてくださいという、そういうことではなくて、横のほうでお互いが注意し合って、呼びかけ合って超過勤務をなくしていきましょうと、そういうこともあわせてお願いしておるところでございます。

なお、国のほうも、文部科学省も含めまして、特に部活動のあり方等については政策を何

か打ち出してくるような気配がありますので、それをまた待っていきたくと思いますけれども、いずれにいたしましても、超過勤務をして疲れた体で翌日子どもたちと向き合うというのはあんまり好ましいことではありませんので、そこら辺は教育委員会としても十分校長会、それから、教職員の皆様方と連携しながら頑張っていきたいと考えているところでございます。

○9番（牛島孝之君）

ちょっとエアコンので聞き損ねておりましたので、学校教育課長にお聞きしますけれども、太陽光発電、以前、旧八女市の市議会において傍聴しましたときに、新築住宅においては2分の1の補助、増改築、大規模改造とか、それについては3分の1の補助ということをお聞きしましたけれども、今でもそれは変わっていませんか。

○学校教育課長（藤木春美君）

お答えいたします。

この手持ち資料は平成27年の4月1日現在なんですけれども、再生可能エネルギー設備の補助率でございますけど、国の2分の1の補助があるようになっておりますが、現在でもそうだと私は思っております。

○9番（牛島孝之君）

なぜ蓄電池を含むとかお聞きしますのは、何日か前の新聞に出ましたけれども、非常用電源、これが八女市はないというのでも出ました。小学校というのは当然何かあったときの避難場所と。やはりそこに電気が来ない、自前で何かしたい、非常用電源もないということになれば、水も出ない、トイレも使えないということもありますので、国がどのように考えてあるかわかりませんが、いろいろな補助を利用して、やはり自前で、できれば電気を自前でして、それを空調に使うとか、あるいは災害のときにそれを使えるとかという考えも必要だろうと思いますので、ぜひこれは今後の課題として検討していただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（川口誠二君）

9番牛島孝之議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩します。

午後0時32分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

25番樋口安癸次議員の質問を許します。

○25番（樋口安癸次君）

まず、2点、トンネルについてと吉田の水門についてと、この2点をお尋ねいたします。

まず、白木から和水町に通じる1,700メートルのトンネルとそれに通じる道路はどうなっているのかという質問でございますが、これは一時期雨の降って通行どめになっていたところがございます。しかし、これは福岡県と熊本県の道路でございますので、大体首長が交流を図ったらどうかということもあっておりますので、今、市長は休んでおりますが、市長は向こうのテープカットをしたり、それから、写真の写とったわけです。それで、それももちろん続いておりましたが、その点の質問についてお尋ねしますが、どげんなっておりますかね。

○議長（川口誠二君）

樋口議員、もう執行部答弁していいですか。（「建設課」と呼ぶ者あり）いや、答弁はしていいですか。まず、市長職務代理者副市長のほうから答弁をしますので、いいですか。

○25番（樋口安癸次君）

まず、1,700メートルの道路をつくるにはどうしたらいいかということでございます。

○議長（川口誠二君）

そしたら、市長職務代理者副市長、1点、2点までについて答弁をお願いします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

25番樋口安癸次議員の一般質問にお答えをいたします。

1、トンネルについて、(1)白木から和水町に通じる1,700メートルのトンネルとそれに通じる道路はどうなっているのかという質問でございます。

本路線の矢部谷峠は、山間部特有の地形から多数の急カーブを有するとともに、幅員が狭く、大変危険な未改良路線であります。この現状に対処すべく、八女市と和水町で構成する玉名八女線道路整備促進期成会を通じまして、福岡、熊本両県に要望活動を行うとともに、期成会事業としての相互のイベントに参加し、交流を行っております。本年度も地域住民レベルの交流をなお一層進める予定でございます。

八女市としましても、今後ともトンネル整備とあわせて前後の道路改良においても早期着工に向け、国及び福岡、熊本両県へさらなる要望活動に努めてまいります。

次に、2、吉田の水門について、(1)吉田の水門の修理はどうなっているのかという質問でございます。

吉田地区は宅間田川及び豊福川が広川町との分水嶺から丘陵地に沿って流れ込む雨水を受ける地形となっており、両河川の上流域の開発や農地の宅地化等により水量は増す傾向にあります。

このため近年豪雨時においては道路の冠水や家屋等への浸水被害が発生し、吉田の水門の改修要望が出ております。この要因の一つとして、国道3号横断部の河川断面が狭くなって

いる部分があるため、降雨ピーク時に円滑な排水が行われず、国道3号上流部で浸水が発生していると考えられます。水門があります宅間田川につきましては、国道3号から東側約400メートル部分の改修工事が県営農業農村整備事業により計画されております。また、国道3号を横断する豊福川の暗渠部分につきましては、国が実施予定の国道3号吉田交差点改良事業で改善が図られる計画でございます。

市としましてはこれらの工事について、国、県及び関係機関と連携し、協議を行いながら、吉田の水門の改修について検討を進めてまいります。

以上、答弁をいたします。

○25番（樋口安次君）

副市長にお尋ねしますが、これは北山からずっと通っておる道路でございます。副市長なら力のあるから、その通りは北山の道路は大体安心しておりますが、どげんですかね。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

県道玉名八女線でございますけれども、県道の改良工事、これにつきましては着々と進めておりますので、今度いろんな和水町との問題も含めて、熊本側につきましてもイベント交流、これについて数年かかって今交流をしておる段階でございます。1つは、そういった改良工事を含めて9月にまた和水町からおいででございます。それと、県との要望についても10月にまた進めていきたいと思っております。

以上です。

○25番（樋口安次君）

途中で看板もこう上がってるですね。それで、大体皆さん期待しちゃろうと思います。それで、副市長は北山でございますので、ずっとあの通りには大体市の職員に入ろうででん並大抵じゃなかばってん、ましてや市長は選挙せにゃんばってん、副市長は選挙せんでよか、ただ議会が認めれば副市長までなれるとですから、そういうことで非常に期待をいたしております。用地交渉ですね。それで、大体どの程度希望を持っとってよかですかね。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

今、副市長も申しましたように、福岡、熊本両県に引き続き要望を進めてもらいたいと思っておりますので、事業の推進につきましては県のほうと十分打ち合わせをしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○25番（樋口安次君）

始まったばかりのけん、まだ具体的には予算がついとらんけんで、あんまり深く言っても同じことですが、これはできるだけ早目に進めていただきたいということをお願いいたし

ておきます。

次に、吉田の水門の修理はどうなっているのかということでございますが、これは部長と課長とうちさん来まして、これは庭水が入ると、非常に困ると、あんまり雨の降ったときは、そういう要望があつりましたので、仕事しよると、いや、まだどうもなつとらんと頼んだ方がおっしゃるものですから、大体春夏秋冬いつごろになりますかね。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをしたいと思います。

先ほど市長職務代理者副市長のほうから御説明は一応申し上げさせていただきましたけれども、この吉田の冠水の関係につきましては、当然、この水門、議員御指摘の水門だけの修繕をやっただけではこの状況を打破するということはできませんので、それにつきましては県営の農業農村整備事業により、現在、八女市に要望が上がっております30カ所の中で随時消化をしていきたいということで今は計画をしているところでございます。

以上でございます。

○25番（樋口安次君）

4カ所写真に撮って、執行部から来とるわけです。それで、あとの3カ所は関係なかけん、今、本人が要望しとる場所は水門のところですよ。それで、ほかのところはきちんとコンクリートでして、ようできておりますから。それで、一番困っておるのは水門、あそこ本人は言いよります。そういうことで、せつかく議会がありますので、お尋ねしておこうと思うとありますが、どげんですかね。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、吉田地区には、私ども把握しとる中で4カ所ございます。その中で先日議員のもとをお訪ねいたしまして、どの水門でしょうかということでお尋ねをしたところ、その1つの水門がということでございました。それにつきましては、水門が上げ下げ式になっておりましたので、これをかさ上げするのか、なおかつこれを転倒堰にするのかということでの検討材料を私たちはいただいたんでございますけれども、それにつきましては、先ほど申し上げたとおり、その水門だけの修繕では当然その吉田地区の冠水の状況を打破できませんので、県営の事業によりまして現在計画をしておるということでございます。

以上でございます。

○25番（樋口安次君）

できることはできましたので、春夏秋冬分けて大体いつごろ、きょう、あしたじゃなかけんでですね。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えさせていただきます。

今、春夏秋冬という御質問をいただきましたけれども、先ほど来申し上げているとおり、市内に30カ所の今要望が出ておりますので、それにつきましては当然県の予算の関係もござります。当然、そういう吉田地区の状況は把握をしておりますので、そこら辺のところを十分担当課としても考慮をしながら、この事業に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

○25番（樋口安癸次君）

一生懸命頑張ってください。

以上、終わります。

○議長（川口誠二君）

25番樋口安癸次議員の質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会期日程に従い、あす7日は議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時45分 散会